



税金と法律

はじめに

昨年末に当事務所に入所した弁護士
松と申します。よろしくお願ひいたします。
いよいよ、今年10月から消費税が10%に
なります。家計への圧迫が懸念されること
ろですが、実は、税金と法律には深い関係
があるのです。

今回は、「税金と法律」をテーマに、皆様
に「消費税」と「酒税」についてご紹介した
と思います。

消費税のお話

1 消費税とは

われわれ市民にとって一番馴染みのある
税金と言え、おそらく消費税ではないか
と思います。この消費税、もちろん法律で
きちっと定義されています。

消費税法5条は、「事業者は、国内にお
いて行つた課税資産の譲渡等につき、この
法律により、消費税を納める義務がある」と
規定しています。さて、この規定を見て、

「おや？」と思つた方もいらっしゃるのでは
ないでしょうか。そうです、法律上納税義
務者とされているのは、あくまで「事業者」
なのです。では、私たちが支払っているもの
は一体何なのでしょう。

2 直接税と間接税

税金には、「直接税」と「間接税」があり
ます。直接税とは、法律上の納税義務者と
実際の負担者が一致することが予定され
ている税金のことです。例えば、所得税や
相続税があります。

一方で、間接税とは、法律上の納税義務
者と実際の負担者が一致しないことが予
定されている税金をいいます。こちらは、例
えば、酒税やたばこ税があります。そして、
消費税は、間接税に分類されます。

3 間接税のしくみ

消費税の場合、法律上の納税義務者はあ
くまで事業者ですが、その税を、事業者が
商品販売の際に消費者に転嫁するこ
とが想定されているのです。つまり、法律上
納税の義務を負うのはあくまで事業者で
すが、その転嫁を通じて実際はわれわれ消
費者が負担しているというわけなのです。

このように、我々には、法律上は消費税
の納税義務がありませんので、商品を買
つたお店に「消費税は支払いません！」と
言つても、強制的に払わされたり、処罰さ

れることはないのです。ただ、お店から、「そ
れじゃあ売りませんよ！」と言われてしま
うでしょう。そうなれば、われわれ消費者
は結局お手上げというわけです。

4 裁判所は どう判断しているか

本来事業者が消費税を支払うべきことさ
れているのに、めぐりめぐつてわれわれ消
費者が負担するなんて納得できません！
という声も聞こえてきそうです。この点に
ついて、裁判所はどのように判断している
のでしょうか。

東京地裁平成2年3月26日判決(判時
1344号115頁)は、「消費者の負担
する消費部分は、その本質が対価に過ぎな
い」としています。つまり、裁判所は、消費
者の負担する消費税相当額は、消費税で
はなく、あくまで「商品の対価の一部」に過
ぎないと考えているのです。消費税増税は、
あくまで商品の価格が上がつただけとと
らえているにすぎないのです。これが、消費
税制度の正体なのです。

酒税のお話

1 「ビール」の定義 知っていますか？

読者の皆さんの中には、ビールが大好き

な方もいらっしゃると思います。私も好き
でよく飲みますが、最近では「クラフト
ビール」や「第3のビール」、「発泡酒」な
どのように種類が豊富になっていますよね。
実は、これらの酒類についても、法律でき
ちと定義されているのです。

2 「第3のビール」や 「発泡酒」の台頭のわけ

にかかると比べて、およそ3倍と言わ
れています。

発泡酒が登場した1990年代以降、
発泡酒の売り上げが伸び、ビールの売り上
げが低迷する度に、国は発泡酒の税率を
引き上げてきました。ビールと発泡酒の違
いは麦芽比率が主だったため、飲料メー
カーは、発泡酒として酒税を安くするため
麦芽の割合を下げなければならなくなつ
たのです。その結果、現在では、店頭に並ぶ
発泡酒の多くの麦芽比率が25%未満と
なっています。

4 酒税は「くへんくへん」 かかると？

では、実際に酒税はいくらぐらいかかる
のでしょうか。

わが国では、アルコールの度数や価格に
応じて酒税が課されるのではなく、酒の種
類に応じて酒税が課される仕組みになつて
います。

酒税法上、例えば、ビールですと1キロ
リットルあたり22万円の酒税が課されま
す。350ミリリットル缶に引き直すと1
缶当たり約77円となり、なんと販売価格の
約3分の1は、税金なのです。これに対し、

350mlあたりの「酒税」

発泡酒

約49円



ビール

約77円

発泡酒の場合、1キロリットルあたり約14
万円の酒税が課されます。350ミリリッ
トル缶に引き直すと、1缶当たり約49円が
税金となります。

メーカーが、揃いも揃って発泡酒や第三
のビールの開発に力を注ぐのも納得でき
ますね。

おわりに

我々にとって身近な税金は、実は法律
と密接に関係しています。今後も、引き続
き読者の皆様に、身近な税金についてご
紹介していく機会を設けさせていただき
たいと思いますので、よろしくお願ひいた
します。



弁護士
松 浩司
Koji Matsu



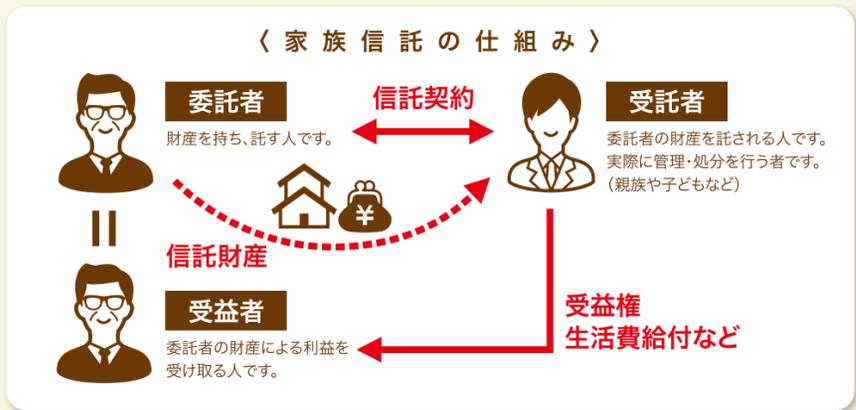
家族信託

相

統対策や認知症対策の有効な手段として、テレビや週刊誌で特集が組まれるなど注目されているのが「家族信託」です。今回は、「家族信託」を利用した解決事例をいくつかご紹介したいと思います。「家族信託」を利用することで、従来の遺言や成年後見では実現できなかった問題を解決することができます。

家族信託とは、自分(委託者)の財産(不動産・預貯金・有価証券等)を、信頼できる家族等(受託者)に託し、特定の人(受益者)のために、あらかじめ定めた信託目的に従って、管理・処分・承継する財産管理の手法です。

では、家族信託を利用して、どのような問題が解決できるのでしょうか。今回は、認知症対策に活用される類型と「受益者連続信託」といわれる類型について説明します。



代表弁護士 伊藤 勝彦 Katsuhiko Ito

事例① 【認知症対策①】 「親の認知症に備えたい」



相談者 Aさん

「実家で高齢の母が一人暮らしをしています。最近体調が悪くなってきて、将来介護施設へ入所するほかないと思います。資産は自宅不動産と若干の定期預金のみで、自宅を売却して施設入所費用にあてたいと思います。」



弁護士

「このまま何も対策しないままお母様が認知症になってしまうと、意思確認ができないため、預金が凍結されたり自宅の売却ができなくなったりするおそれがあります。そこで、お母様の不動産や定期預金(現金)を信託財産として設定することとし、Aさんを受託者として財産管理

にあたる家族信託契約を締結しましょう。受託者となるAさんは必要に応じて(お母さまが認知症になった後でも)不動産の売却が可能で、売却代金で施設費用をまかなうことができます。(委託者と受益者が同一人(いずれもお母様)となりますので、信託契約締結時に贈与税は発生しません。)

高齢になると、体力気力が衰えたり、認知症などの病気になったりして、自分で預金の管理や、不動産の管理・修繕などが難しくなっていきます。症状がすすむと、本人の意思が確認できない等として銀行預金が凍結されたり、不動産の売却ができなくなったりします。家族信託を利用すれば、認知症がすすんだ後でも、受託者において財産の管理や売却処分ができます。(信託目的によっては継続的な相続税対策や積極的な資産運用ができます。)

事例②

【認知症対策②】 「配偶者の認知症に備えたい」



相談者 Bさん

「私(75歳)の家族構成は、妻と長男、次男です。私は先祖代々より引き継いだ

不動産を多数所有しており、不動産は(分散させず)長男に引き継ぎたいと考えています。妻は認知症が進んでいて判断能力は相当低下しています。長男と次男の仲は、必ずしもしっくりついていません。」



弁護士

「このまま何も対策せずBさんが亡くなると、相続人で遺産分割協議を行うことになり、妻の症状によっては裁判所に妻の成年後見人を選任してもらう必要が生じます。妻の成年後見人はBさんの希望とは関係なく法定相続分を確保する遺産分割をせざるを得ないです。次男が不動産の権利を主張するかもしれないです。また、不動産を相続した妻はBさんの想いを受けた遺言を作成することもできません。妻の死亡時に長男、次男で協議がまとまらないこともありえます。」

「そこで「後継ぎ遺贈型受益者連続信託」を設定することを提案します。委託者をBさん、受託者を長男、信託財産を先祖代々の不動産とし、受益者について①当初の受益者はBさん②Bさん死亡後は妻③妻死亡後は長男とします。後継ぎ遺贈型受益者連続信託とは、受益者の死亡により次の受益者が受益権を取得する定めのある信託のことです。家族信託を締結

事例③ 【紛争回避】 「高齢で再婚するにあたり 家族の理解を得たい」



相談者 Cさん

「私(75歳)には離婚した前妻との間に長男がおり、今般、再婚を考えております。再婚相手には娘がいます。私の主な財産は、経営する会社の株式と自宅不動産で自宅不動産は銀行の担保に供しています。再婚すれば自宅不動産や株式の一部が相続によって後妻さんやその親族に承継されて会社の経営に支障がでるおそれがあるとのことで、長男は再婚に反対しています。」



弁護士

「このまま何も対策せず再婚して、Cさん↓後妻さんの順に死亡すると自宅不動産や株式の一部が後妻の親族に承継されることになるでしょう。しかしながら、

伊藤勝彦
弁護士
の
時事解説

家族信託



後継ぎ遺贈型受益者連続信託を設定し、信託財産を自宅不動産、受託者を長男、受益者を①当初受益者Cさん②Cさん死亡後は後妻さん③後妻さん死亡後は長男とします。そうすることで後妻さんが亡くなるまでは自宅不動産で居住を続けることができ、後妻さん死亡後は長男が承継することになります。

ご存じのとおり、遺言の効力は「一代限り」です。遺言で指定した者の「次」の承継者(二次相続)は指定できません。

後継ぎ遺贈型受益者連続信託では、信託設定から30年以内であれば、受益者の

交代回数に制限なく受益者を指定しておくことができます。

先祖代々の不動産や自社の株式など、特定の者に順次承継させたい(逆に、特定の者には承継させたくない)という「思い」が実現できるのです。

事例4

【福祉型家族信託】
「自分亡き後、障がいのある子の面倒をみてもらいたい」



「私には長男、次男の二人の子があり、次男は重度の障がいも自活できません。現在、次男は私と同居して生活の面倒をみておりますが、私が亡くなった後、私が心配です。私の財産は自宅不動産と預貯金です。」



「障がいをもつ家族の生活支援を相続発生後も確実なものとするために、家族信託は有効です。自宅と金銭を信託財産とし、長男を受託者として、委託者の死亡後の次男の生活支援を信託目的として家族信託を設定します。長男は、次男の生活

支援を行う対価として信託報酬を受け取るようになります。受託者が責任放棄をしないよう信託監督人を定めておくことをおすすめします。

受益者が障がい者である福祉型信託においては、受託者を「家族」とせず信託銀行や信託会社とすることも検討しましょう。受託者が受益者より先に亡くなるというリスクが回避できるほか、贈与税の非課税措置が適用される場合があります。

「福祉型」家族信託は、「孫が大学入学時・就職時などに贈与したい」「浪費癖があるため全額一括では渡したくない」という想いを実現する場合にも有効です。

今回は、家族信託の活用事例につき、認知症対策と受益者連続信託に着目して説明しました。

次回執筆の機会には、「事業の承継を円滑に行うため」の家族信託活用事例についてご紹介いたします。「家族信託」は、平成18年の法改正により飛躍的に普及したため、まだ裁判例の蓄積が少なく、課税上の取り扱いが確定しない部分があるなど問題点が指摘できます。今回の活用事例の説明は、事案をかなり簡略化しております。信託設定にあたっては、弁護士と綿密に相談されることをお勧めします。

無料相続セミナーのご案内

相続にご興味のある方は、**どなたでも無料**でご参加いただけます。**事前予約制**となります。**個別相談(初回30分無料)**も大阪・京都・神戸事務所で随時予約を承っておりますので、お気軽にご連絡ください。

●遺言書作成セミナー **無料**

どうして遺言書が必要なのか、遺言書の種類や作成方法、もめない書き方などを分かりやすく解説します。

会場・日時 **[大阪]** 11/18(月)11時・12/9(月)16時

●民事信託セミナー **無料**

信託の仕組みや活用方法を弁護士がお話します。どなたでも参加していただける無料セミナーです。

会場・日時 **[大阪]** 11/8(金)10時・12/2(月)18時

[神戸] 11/20(水)18時・12/4(水)11時

[京都] 11/25(月)11時・12/18(水)11時



代表弁護士
伊藤 勝彦
Katsuhiko Ito
セミナー講師

WEBサイトのご案内



この度、当事務所運営WEBサイト「家族信託手続ナビ」を開設いたしました。相続財産の生前対策として注目される家族信託。メリット・デメリットをご説明し、最適な相続対策をご提案いたします。ぜひ一度ご覧ください。

<https://www.miolaw.jp/kazokushintaku/>





そのような中、京都府は、新たに京都府亀岡市内に2020年オープンの予定で京都府立京都スタジアム(仮称)の整備を進めています。この京都スタジアムはサッカー以外にも利用できる専用球技場で、2020年シーズン以降は西京極スタジアムに代わる京都サンガの新たなホームスタジアムとなる予定です。

また、京都府のホームページなどで完成予想図や現在の建設状況が公開されていますが、観客席は屋根に覆われるようになっており、天候を気にせずに観戦することができると、スタジアムはJR「亀岡」駅から徒歩数分と公共交通機関を利用したアクセスも良好です。

通いながら現在の西京極スタジアムにも思い出や愛着はあるのですが、応援しているチームが京都スタジアムのような新設の専用スタジアムをホームにできるということは、ファンサポーターとしても非常に嬉しいことで、完成が楽しみです。京都スタジ

アムでの初めてのシーズンをJ1に復帰して迎えられるよう、チームの応援にも力を入れていきたいところです。

ネーミングライツ

ところで、本稿執筆時点の報道では、かねてより募集されていた京都スタジアムのネーミングライツパートナーについて、京セラ株式会社や優先交渉権者となり、「サンガスタジアム by Kyocera」がスタジアムの名称案となっていることが明らかになりました。

この「ネーミングライツ」は「命名権」と和訳で呼ばれることもあり、例えば、京都市のホームページでは「本市の施設、イベント等について、その全部又は一部に通称を命名する権利」と定義されています。命名権を販売する側の施設の所有者・管理者にとっては貴重な収入源になりますし、購入する側の企業にとっては、通称に企業や商品名を付すことで宣伝・広告効果が見込めるというメリットがあります。

アメリカで1990年代から普及し始め、日本でも2000年代から公共施設の建設や運営維持の資金調達方法として導入されることが多くなりました。現在は、スポーツニュースで耳にする球場・スタジアムだけでなく、文化施設なども利用されているようです。公共施設に民間の

企業名等が付されることによるイメージの問題や契約期間又は企業の不祥事等によつて名称が変更されてしまふといった懸念など、いくつかの問題点はあるようですが、公共施設を維持管理するにあたって、税金以外の有力な資金調達方法であることは確かです。今後、拡大が見込まれる手法といえそうです。また、ネーミングライツという大規模施設のことばかり連想してしまふますが、京都市の例を借りれば、ドッグランや公衆トイレといった小規模な施設にも導入されているようです。

ネーミングライツの取得を検討する企業にとっては、権利を購入する対価に見合った広告・宣伝効果が得られるかが重要なポイントになるはずですが、自治体がネーミングライツを募集する場合、様々な制限が設けられていることもあり、その中で費用対効果を具体的に検討するためには募集要項の内容に十分目を通す必要があります。

おわりに

ネーミングライツに関しては、実際にはどのような名称をつけるかで企業側のセンスが問われる面があるようにも思います。企業としては広告・宣伝目的の投資になるわけですから、一般には企業名や商品名を強調することになります。



ホームページもぜひご覧ください!

※本稿の脱稿後、西京極スタジアムにもネーミングライツが導入され、8月1日から「たけびしスタジアム京都」という通称に変更されました。

支店便り

弁護士法人みお 京都駅前事務所



京都スタジアム整備とネーミングライツ

Jリーグ「京都サンガ」を応援しています。

個人的な趣味の話題で恐縮ですが、サッカー観戦が趣味で、Jリーグの京都サンガFC(以下「京都サンガ」といいます)を応援しています。京都サンガは現在J2リーグに所属しており、少なくとも本稿を書いている時点ではJ1昇格も狙える好調な成績を維持しています。私は数年前からファンクラブに加入し、年に数回はホームスタジアムで生観戦、それ以外の試合もネット配信される動画で視聴するようにしているのですが、かなり苦しいシーズンだった去年とは異なり、今年は楽しんで観戦等ができています(プロ野球と異なり、Jリーグの試合は原則として週1回だけです)ので、全ての試合をチェックしたとしても幸いにして仕事への悪影響はなく、良い気分転換になっています。

西京極スタジアムと京都スタジアム(仮称)



弁護士 加藤 誠実 Masami Kato

今シーズンまでの京都サンガのホームゲームは、京都市内にある西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場(以下「西京極スタジアム」といいます)で開催されています。このスタジアムは阪急「西京極」駅から徒歩数分という交通アクセスが魅力なのですが、文字通り陸上競技場を兼ねていません。

しかし、陸上競技場を兼ねるということは、陸上トラックがある分だけ、観客席からサッカーの試合が行われるピッチまでの距離が遠く、球技専用のスタジアムと比べると臨場感や迫力に欠ける面が否めませんでした。また、西京極スタジアムのほとんどの観客席には屋根がついていないため、悪天候時にはどうしても試合観戦がためらわれることもありました。

しかし、京都スタジアムの場合、企業名は含まれているものの「サンガスタジアム」と京都サンガのホームスタジアムであることが前面に押し出されています。私が知る限り、このようにスポーツ施設におけるネーミングライツで企業名等よりもホームチームの名前が強調される例は珍しく、そのせいもあってか、京都サンガのファンサポーターの中では今回の名称案はかなり好意的に受け止められているようです。

今後、名称が広く京都府民にも定着すれば、このような控えめな(？)姿勢が結果的には企業のイメージアップにも繋がるかもしれません。

スタジアムの知名度や露出を高めるという意味でも、京都サンガにはこのままの調子を維持してぜひともJ1昇格を果たしてほしいところです。



同じく8月には、広島県福山市になる福山城内に開設されている福山城博物館の3、4階の天井からアスベストが検出

今

年7月、長崎市は、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」を構成し、「軍艦島」の名で知られる「端島炭坑」でアスベストとみられる繊維物質が検出されたと発表し、観光客の上陸を禁止するとの報道がされ話題になりました。その後の調査の結果、検出された繊維物質はアスベストではないと分かり、8月10日から「軍艦島」への上陸が再開されました。

同じく8月には、広島県福山市になる

福山城内に開設されている福山城博物館

の3、4階の天井からアスベストが検出

ご存知ですか？

アスベスト(石綿)健康被害について



弁護士
田村 由起
Yuki Tamura

されたと発表されるなど、アスベストに関するニュースは後を絶ちません。かつて、日本では、大量のアスベストが輸入され、その多くが建材(吹付け材、保温・断熱材、スレート材など)に使用されてきました。また、多くの工業製品にもアスベストが使用されてきた歴史があります。その結果、アスベストによる健康被害で労災認定を受けた事業場の数は、平成29年度以前の数字で、10920事業場にも及び(厚労省発表)、その被害の大きさが表れています。

冒頭のニュース報道と関連し、心配されるのは古い建築物におけるアスベスト健康被害の危険性についてですが、厚労省によると、①耐火被覆材等として吹付けアスベストが、②屋根材、壁材、天井材等としてアスベストを含んだセメント等を板状に固めたスレートボード等が使用されている可能性があります。

そして、アスベストは、その繊維が空気中に浮遊した状態であると危険であると言われていますので、例えば、露出して吹付

けアスベストが使用されている場合、劣化等によりその繊維が飛散する恐れがありますが、板状に固めたスレートボードや天井裏、壁内部にある吹付けアスベストからは、通常の使用状態では室内に船員が飛散する可能性は低いと考えられます。吹付けアスベストは、戸建て住宅では、通常使用されていませんが、マンション等では、駐車場などに使用されている可能性があります。また、販売業者や管理会社を通じて建築時の工事業者や建築士等に使用の有無を問い合わせるなどの対応が考えられる、とされています。

現在、当事務所でも、アスベスト健康被害に関する多数のご相談をお受けしており、石綿工場で就労されていた方については、国や企業に対して多数の訴訟を提起しております。

過去にアスベストを取り扱う業務に従事し、石綿肺、肺がん、中皮腫などに罹患された方又はそのご家族の方がいらっしゃった方は、是非、みお総合法律事務所にご相談ください。



身の回りで関わる、知って得する法律の話。

交通事故

弁護士
羽賀 倫樹
Tomoki Higa

本コラム担当の羽賀です。今回は、交通事故に遭って3ヶ月経った次郎さんの事例を基にQ&A形式で解説をしていきます。

今回の事例

事故から3ヶ月、退院
次郎さん(45才)は、交通事故に遭って右足を骨折してしまいました。入院期間は長くなり、3ヶ月してようやく退院できました。入院中のことを考えるとよく分からないことがたくさん出てきました。

Q.1 入院中、テレビカード、寝具代等様々な経費がかかりました。領収証はありますが、保険会社に払ってもらえないのでしょうか。

A.1 入院中にかかる諸経費は、入院雑費として保険会社から支払いを受けることができます。弁護士が手続きをする場合は入院1日当たり1500円(自賠責保険は1日1100円)で、特に領収証は不要です。1日当たり1500円を超える金額を請求する場合は、領収証が必要です。

Q.2 入院中個室を使っていました。保険会社からは、個室料は支払えるか分からない

い、今後検討したいと言われたのですが、支払ってもらえないのでしょうか。

A.2 入院の個室を使うことはよくあると思いますが、個室料は必ずしも保険会社が負担してくれるとは限りません。負担してもらうためには、医師の指示がある場合、症状から見て個室利用が必要な場合、他に空室がなかった場合など、特別の事情があることが必要です。その場合でも、治療のために相当な一定の期間に限られます。

Q.3 入院中、毎日のように家族が見舞いに来てくれました。その際の交通費や手間のようなものは支払ってもらえないのでしょうか。

A.3 子どもや高齢の方が交通事故被害に遭った場合や極めて重傷の場合は、家族の交通費や付添費が支払の対象になります。とは言えます。しかし、それ以外の場合は、認められにくいのが実態です。今回の場合も、なかなか難しいのではないかと思います。

Q.4 「保険会社」と言ってきましたが、トラックについていたのは、●●交通共済協同組合」というトラックの共済でした。よく聞く保険会社と何か違いはあるので

でしょうか。
A.4 印象にはなりますが、馴染みのある保険会社と特に変わらないことが多いように思います。担当者や事案内容等によって対応の違いはありますが、それは他の保険会社でも同じです。

Q.5 入院の間の休業補償ですが、労災では待機期間があること、全額は出ないことから保険会社に支払ってもらいました。保険会社への請求とは別に労災への請求はできないですね。

A.5 保険会社に休業損害を支払ってもらっていますので、労災に休業給付の請求はできません。ただし、労災には特別支給金という制度があります。休業特別支給金の制度を利用すると、保険会社から補償を受けていても、別途損害額の20%の支払いを受けられますので、次郎さんの場合も労災への請求が可能です。特別支給金の制度があるため、交通事故で労災が使える場合は、休業損害について実質120%の補償を受けることができます。

入院中の疑問点は以上に尽きるものではありませんが、次郎さんの疑問点はある程度解決できたようです。次号に続きます。

お問合せ・ご相談は
なやむなみお
0120-7867-30
通話料無料

受付時間(月~土) / 9:00~17:30 [携帯電話からも通話無料]

アスベスト(石綿)被害
賠償金請求ご相談フォーム
https://www.miolaw.jp/asbest/



保釈保証金は、保釈された人が逃亡したり保釈条件に反したりすることがないよう、そうした場合に保証金を没取できるようにして経済的・精神的な負担を与えるために、裁判所に収める必要があるとされるお金のことです。誤解を恐れずにいえば、その人の身代金のようなものということとなります。

人によって負担感のある金額等は異なるので、事案によって裁判所から言われる金額は様々です。相場をいうのもとても難しいところがありますが、一般的には150万円程度から300万円程度といった事件が多いようです。冒頭のカルロス・ゴーン氏の最初の保釈では10億円(一)、神奈川県の事件では600万円などと報道されていますので、それなりに高額な保釈保証金が設定されていた訳です。

このような趣旨で預かるお金であるため、逃亡したり保釈条件に違反すると、没取される可能性があります。逆に言えば、

保釈保証金とは何か

に認定され保釈が認められないことも多いのですが。また、保釈の際には、逃亡や証拠隠滅等を防ぐため、住居が制限されたり、旅行が制限されたり、特定の人間との接触が禁止されたりといった保釈条件が付けられることがよくあります。

下のQRコードから
バックナンバーを
ご覧いただけます



<https://www.miolaw.jp/criminal/miopress.html>

そのようなことがなければ、きちんと返還されることとなります。神奈川県的事件では判決を受けたものの確定後逃亡したため、600万円全額が没取されたようです。本人が用立てたものであればよいのですが、そうでなければ、誰が用立てたものであるのかは気になるところです。

保釈保証金は、誰が用立てるのかについては特に決まりはありません。まとまった金額が必要になるため、自分で用立てることができないこともよくあります。その場合、家族など身内に頼ることが多いのですが、家族なども用立てられない場合、保釈支援協会などの機関に一定の手数料を払った上で用立ててもらうこともあります。この場合、本人以外の家族などが申込者となって保釈支援協会と契約を結ぶこととなりますが、万一のことがあり保釈保証金が没取されてしまうと、その家族などが保釈支援協会に返済をしなければいけないことになってしまいます。

保釈の支援としては、この他に全国弁護士協同組合連合会の保釈保証書の発行事業などがあります。



リレーコラム 事務局通信

大阪事務所の事務局です。大阪事務所のノースゲートビル11階(映画館やコンビニ、旅行代理店が入っている階です)には「風の広場」という花壇やベンチのある屋外テラスがあります。ビルに勤務している人だけでなく、一般のお客様にも人気があり、天気の良い日には小さな子供達が遊んでいたりで、いつもにぎわっています。

春や秋のさわやかな日に、私もたまに昼休憩を過ごすことがあるので

すが、太陽の下でのんびり過ごしている人達に混じって、スカイビル



や遠くの景色を眺めていると、平和で良い時間だなあと感じて気分もリフレッシュできます。また、専属のスタッフさんが毎日世話をされている花壇に咲く季節の花を見るのも楽しみで、特に毎年5月頃に咲くバラはとても綺麗です。

「風の広場」は今年のGW前にリニューアルされ、ベンチやテーブルも新しくなり、人工芝の上で座ったり寝転んだりできるスペースもできました。よほど気持ちがいいのか、人工芝の上でスマホを握りしめたまま眠っている若いサラリーマンを見かけたこともあります。

梅田に遊びに来られて休憩したくなった時に、こんな場所があることを思い出しただけだと紹介させていただきます。



わけではありません。実際には捜査機関が犯人を間違っていることもあり、その人がそのようなことをするには仕方のない事情があったかもしれません。

その人に対して刑罰を科すのか、科すとしてどのような刑罰にするのかについては、捜査機関側の言い分と被告人側の言い分を、どちら寄りでもない公平中立な裁判所が検討して決めることになっていきます。この手続こそが刑事裁判です。このように両当事者の言い分を中立な第三者が判断するという構造こそが真実発見と人権保障に必要であるとしてこのような仕組みが採用されているわけです。

捜査機関側の検察官が裁判所にこの人を処罰してください、と訴え出ることでの裁判はスタートしますが、この訴え出を起訴といえます。そして、間違っても犯罪を犯していない人を処罰してしまわないように、この裁判で有罪であることが確定する

までは、その人は無罪であるという推定が働くものとされています。

無罪推定があるとしたら、そもそも逮捕等の身柄拘束も認められないことになるためには仕方ないので、その人が逃げ出したり証拠を隠滅するといった恐れがある場合等に、必要最低限の範囲で認められています。

ただ、裁判の仕組みが上記のように、中立の裁判所が捜査機関側とその人側の言い分を聞いて決める、というものである以上、その人の側も自分の主張をきちんとできるようにしなければなりません。しかし、身柄をずっと拘束されたままではこのよう十分な防衛活動をすることはとても困難です。弁護士との打ち合わせもままならないし、証拠の収集もできないことは想像に難くないでしょう。

また、刑事裁判をするとなるとある程度の時間がかかりますが、無罪推定が及ぶ人間をあまり長期間拘束することは不当です。社会生活に大きな悪影響があることは明らかです。

こうした理由から、法律は、起訴後にいつかは原則として、保釈保証金を収めることを条件として、罪証隠滅の恐れなどが無い限り、保釈を認める建付けになっています(現実にはこの罪証隠滅の恐れが緩やかに

倉田・北名弁護士の刑事事件入門



保釈について



弁護士
倉田 壮介
Sousuke Kurata

最

近、保釈制度に関わる報道が世間を賑わせています。カルロス・ゴーン氏の保釈を巡る弁護士・検察側の攻防と裁判所の判断に関する報道や、保釈後実刑が確定し横浜地検が収容しようとした男性が逃走した神奈川県的事件などがそれです。

保釈という言葉自体は、さほど耳馴染みのない言葉でもなく、これら事件前からご存知であった方も多いと思います。

しかし、そもそも保釈って何？というところについては、よくご存知ない方も多く、悪い人がお金を払って自由になる制度、くらいに思っておられる方もいらっしゃると思います。

そこで、本稿では刑事裁判の仕組みをよくご存知ない方を想定して、できるだけ簡単に、保釈という制度について説明してみようと思います。

なぜ保釈という制度があるのか

まず、そもそも保釈は、裁判で有罪とされる前の段階で問題になる制度であることと理解する必要があります。

ある人が法に違反し刑事罰に相当する悪いことをしたと警察などの捜査機関に糾弾されても、それだけでその人が刑務所に入れられたり、罰金を払うことになる

そのようなことがなければ、きちんと返還されることとなります。神奈川県的事件では判決を受けたものの確定後逃亡したため、600万円全額が没取されたようです。本人が用立てたものであればよいのですが、そうでなければ、誰が用立てたものであるのかは気になるところです。

LATEST NEWS
最新ニュース
01

交通事故被害者の方へ～出張相談サービスのご案内～



当事務所では、事故の状況やお怪我の内容・程度などを正確に把握し、的確なアドバイスをするために、通常は、事務所にこ来所いただきご相談をお受けしていますが、ご来所が困難な交通事故の被害者の方を対象に出張訪問相談を実施しています(相談料無料)。後遺障害1～5級相当の重度後遺障害者の方のご自宅や病院まで、弁護士が出張訪問させていただきお話を伺います。該当される方は、是非一度お電話でご相談ください。(☎0120-7867-30) **みお 交通事故**

LATEST NEWS
最新ニュース
02

アスベスト 石綿国家賠償金請求は「みお」にご相談ください!

当事務所では、石綿工場での勤務が原因で、健康被害を被られた方・そのご遺族からの相談を無料でお受けしています。昔のことなので細かいことは分からない、労災は受けているが資料は残していない…というような場合でも、放置していると請求ができなくなる場合もありますので、まずはお気軽にお電話でご相談をいただければと思います。(☎0120-7867-30) **みお アスベスト**



編集後記 創刊3年目を迎えて

暑い夏を乗り切り、気持ちのよい秋を迎えることができました。皆様、いかがお過ごしでしょうか? 「みお総合法律事務所15周年」を記念して創刊されたMIO PRESSですが、無事に3年目を迎えることができました。読者の皆様からは、巻末アンケートで有難い励ましのお言葉をたくさんいただき、また、直接、本誌を楽しみにしているとの

うれしいお言葉をかけていただくことも増え、事務所メンバー一同大変うれしく思っています。創刊3年目も、皆様のお役に立つような充実した内容にし、皆様に愛されるMIO PRESSを目指していきたいと考えていますので、今後ともよろしくお願致します。



弁護士 田村 由起

※今後、「MIO PRESS」の送付をご希望されない方は、お手数ですが、ご一報いただけますようお願いいたします。

キリトリ線

フリガナ	
お名前	
ご住所	
ご連絡先	



料金取扱人郵便
大阪北局 承 認
26332
164
5308790
大阪府 大阪市 北区梅田3丁目1番3号
ノースゲートビル オフィスタワー14階
弁護士法人 みお総合法律事務所 行
切手をはらずに
お出しください

キリトリ線

読者プレゼント&アンケートはがき

左の郵便はがきに必要事項をご記入の上、アンケートにご協力いただいた方の中から抽選で30名様に、「みお総合法律事務所」オリジナルクオカード(500円相当分)や、澤田有紀弁護士が執筆した書籍(1冊)をプレゼントいたします。ふるってご応募ください!!

●プレゼント応募締切/
2019年12月31日(火)
※当日消印有効



配偶者が、相続開始時に被相続人の居住建物に無償で住んでいた場合には、相続開始から少なくとも6か月間は、居住建物を無償で使用する権利を取得します。これを配偶者短期居住権といいます。被相続人が居住建物を別の方に遺贈した場合や、反対の意思を表示した場合でも、配偶者の居住が保護されることとなります。

配偶者短期居住権 (2020年4月1日施行)

法改正により、亡くなられた方の配偶者がそれまで住んでいた建物に住み続けられやすくなるための方策が新設されます。

リーガル サポート
インフォメーション
リガサポ!

配偶者居住権

税理士法人エヴィス
税理士
西向 隆夫
Takao Nishimukai



配偶者居住権 (2020年4月1日施行)

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者に建物の使用を認めることを内容とする法定の権利が新設されます。これを配偶者居住権といいます。法定相続分では2000万円の自宅しか相続できないケースでも、配偶者居住権を1000万円取得できれば、自宅での居住を継続しながらその他の財産(預貯金等)も取得できるようになります。

【税務上の取扱い】

(1) 配偶者短期居住権は、相続税の課税対象となりません。

(2) 配偶者居住権 配偶者が取得した配偶者居住権(建物)及び敷地利用権(土地)は相続税の課税対象となります。具体的な計算は割愛いたしますが、同年齢の夫婦が35歳で自宅(木造)を新築して、75歳で夫が亡くなった場合、土地建物の評価額が4200万円とすると、配偶者居住権等

の評価額は約1500万円となります。

併せて、婚姻期間が20年以上である夫婦間で居住用不動産の贈与等がなされた場合については、原則として、遺産の先渡しを受けたものと取り扱う必要がなくなり、遺産分割における配偶者の取り分が増える優遇措置も新設されます(2019年7月1日施行)。婚姻期間20年以上の夫婦間の居住用不動産の贈与については、税制上、基礎控除110万円のほかに2000万円までは配偶者控除が使えるという特例があります。

次号
社会保険労務士松山が担当します。

●顧問税理士のご紹介

税理士 西向隆夫先生をご紹介します。西向先生は、当事務所の顧問税理士として、各種法律相談に関連して発生する税務問題についてアドバイスをいただくなど、必要に応じて事件処理をサポートしていただいております。当事務所は、ご依頼者様に質の高い法律サービスをご提供するために、今後も西向先生をはじめとする各種専門家と連携を取ってまいりますので、何かお困りのことがございましたら是非ご相談ください。